

医療法人光風会 介護老人保健施設晃南 面会規程

2026 年 7 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法人光風会介護老人保健施設晃南における入所利用者への面会について、必要な事項を定め、入所利用者に精神的な安定、活動意欲や身体機能の向上、また入所利用者及び施設内の安全を確保する事を目的とする。

(基本方針)

- 第 2 条 施設は、感染対策その他正答な理由がない限り、入所利用者に対する家族による面会を不当に制限しない。
- 2 面会制限を行う場合においても、入所利用者の心身への影響や家族との交流機会に十分に配慮し、必要最小限の範囲とする。
 - 3 面会に関する運用については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

(面会時間)

- 第 3 条 週に 2 回までとし、14 時 00 分～17 時 00 分までの間の原則 15 分間とする。
- 2 診療、看護ケアその他の事情により、施設スタッフの判断で面会時間を調整する事がある。
 - 3 病状説明、実態調査対応その他施設が必要と認める場合は、この限りではない。

(面会場所)

第 4 条 2 階デイルームとする。

(面会人数)

- 第 5 条 原則 1 回の面会につき、家族 2 名までとする。
- 2 家族 2 名以上が面会する場合は、面会時間内で 2 名ずつに時間を区切ることで、可能とする。
 - 3 施設が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第 6 条 面会者は、2 階入所サービスステーション前に設置した面会者名簿の様式に従い記載し、名札を受け取ってから面会とする。

(面会の条件)

- 第 7 条 面会者は不織布マスクを装着し、2 階への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。
- 2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。
 - 3 面会者は原則 12 歳以上とする。

(面会中の禁止事項)

第 8 条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 施設内での飲食。
- (2) 大声での会話や他入所利用者の迷惑となる行為。
- (3) 他入所利用者の居室への立ち入り。
- (4) 他入所利用者への無断の写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿。
- (5) 医療機器への接触や操作。
- (6) 施設職員の指示に従わない行為。

- 2 施設は、面会者が規程に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 9 条 入所利用者が感染症を発症、または感染者と同室であった場合。

- 2 施設内で感染症の集団発生が起きた場合。
- 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- 4 面会制限を行う場合は、入所利用者及び家族等へ可能な限り理由を説明する。
- 5 面会制限中であっても、オンライン面会等の代替手段の活用に努める。

(周知方法)

第 10 条 本規程は以下の方法によって入所利用者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入所利用時の説明
- (2) 施設内掲示
- (3) 施設ホームページ掲載

(規程の見直し)

第 11 条 本規程は、施設運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の改定は、感染症対策委員会の意見を踏まえたうえで施設マネジメント会議と施設管理者の承認を得て決定する。

附則

この規程は、2026 年 7 月 1 日から施行する。